調査コラム~史料調査の現場から 第12回

松江城調査研究室だより

夏の夕暮れ。自転車で大手前通りを西に向かうと、夕暮れ空にお城のシルエット。 少しよりみちして帰ろうか…

はじめまして。松江市松江城調査研究室佐藤です。

松江城調査研究室は、日々、松江城に関する調査研究を業務の中心にしています。この 4 月から松江城の管理も担当することになりました。 そこで今回のコラムでは、あらためて「松江城」のお話をさせていただこうと思います。

みなさんは「松江城」というとまっさきに何を思い浮かべますか?やっぱり「お城」でしょうか?ここで言う「松江城」とは、お城のある本丸から三之丸、いまの島根県庁のあたりまでを言います【図 1】。「お城」は「天守」のことですね。もともとこの「松江城」は、堀尾吉晴らにより、慶長 12 年(1607)から慶長 16 年(1611)の5ヶ年をかけて建設されました。その後、京極期を経て松平家が松江藩主として 230 年以上にわたり当地を治めていましたが、明治 4 年(1871)の廃藩置県により、その治世は終わりを告げます。そして同年松江城は陸軍省の所管となりました。



【図1】松江城城郭呼称概念図(『松江市史』別編1「松江城」2018年刊より)

陸軍省の所管時代の松江城は、『松江市誌』(松江市、昭和 16 年)によると、「松江城址一円が陸軍省の手にありし頃は、土地荒廃し昔日の観を失った」とあります。この時期は、近世城郭としての機能が終わった時期でもあり、松江城がもっとも荒廃した時期かもしれません。その後、明治 23 年(1890)に城地一帯は陸軍省から松平家に4,500 円で払い下げられます。そして昭和 2 年(1927)12 月、松江市は松平家から城山一帯の寄付を受け今日にいたります。

また、「松江城」は、三之丸を除いた範囲が昭和9年(1934)、

「松江市ノ西北部ニアリ慶長年間堀尾吉晴ノ築城ニ係リ亀田山ヲ最高点トセル平山城ナ リ城構ハ本丸ニ丸三丸ヲ備ヘ本丸ニハ五層ノ天守閣ヲ存シ石壘、濠等旧形ヲ存スル處尠 カラズ山陰地方ニ於ケル近世城郭トシテ代表的ノモノナリ」

として史跡に指定されます。ちなみに松江城天守は

「松江城は、松江市街の中心部、亀田山に築かれた平山城である。慶長5年 (1600)に出雲・隠岐の領主となった堀尾氏が、同12年より築城を開始し、同16年にほぼ完成した。現在の天守はこの時につくられたものである。

(中略)

松江城天守は、中国地方に唯一残る荘重雄大な四重五階の天守である。最近になって再発見された二枚の祈祷札から、慶長 16 年(1611) の完成が明らかとなった。

通し柱による構法などの独自の建築的特徴を有し、近世城郭最盛期を代表する建築として極めて高い価値がある。防御性を重視した中世山城から、高層化して近世都市の基軸へと進展してきた我が国の城郭文化の様態をあらわしており、深い文化史的意義がある。」

として平成27年(2015)に国宝指定されたことは記憶に新しいところです。

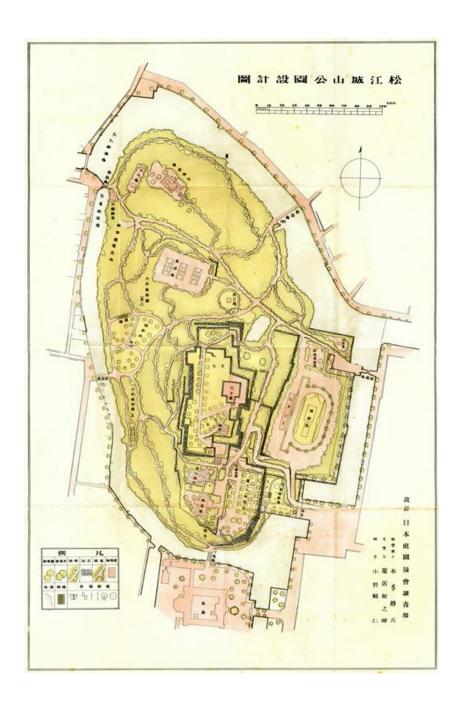
おなじ「松江城」ですが、「史跡松江城」にはなじみがなくても「城山」(じょうざん)と聞くと、なんだかなつかしい気持ちになるのは私だけでしょうか?

小さいころは遊び場としての城山!木の実を拾ったり探検したり…一日中遊びまわりました。学生のころは、学校帰りによりみち。いまはもうありませんが、二之丸にあった茶店に行ったり、そばのベンチに座って町を眺めながらのおしゃべり…。思い出はつきません。

そんな「松江城」の公園化計画は、松平家に城地一帯が陸軍省から払い下げられたころから始まりました。松平家は城山事務所を開設し、天守には看守を配置、公園には管理する園丁を置いて徐々に松江城を公園として活用していきます。

その後、松平家から寄付を受けた松江市は、昭和3年(1928)に「天守登閣者心得」と「松江市公園使用料条例及公園管理規則」を制定。松江城山を「城山公園」と名付け、公園の管理と活用をスタートさせました。

松江市は、さらに計画的に整備を行うため、公園の整備計画と設計の第一人者で、日本の「公園の父」といわれていた、本多静六博士に城山公園 改造計画策定を依頼します。本多博士は市民の声も取り入れつつ、二之丸下ノ段を中心に、運動場や弓道場、相撲場などを整備し、椿谷にはテニス コートなどを設け、あらたな植栽や園路、橋の整備を計画します【図 2】。けれども、このときに整備されたいろいろな施設や園路は、「公園整



備」から「史跡整備」へと転換する昭和 45 年(1970)年ごろになってそのほとんどが撤去され、現在は亀田橋や本丸の園路の一部を残すのみとなっています。

【図 2】松江城山公園設計図(「松江市城山公園改造計画設計案」付図)昭和 4年(1929)松江市蔵(『松江市史』別編1「松江城」2018年刊より)

文化財としての「松江城」には文化財保護法。都市公園としての「松江城」には都市公園法及び松江市公園条例。「松江城」はこうした「法」と「条例」で守られています。そのため、「松江城」をふらりと訪れる以外のご利用、たとえば城山公園でイベントを開催したい!とか、写真屋さんが結婚式の前撮りをしたい…などなど、少しご面倒をおかけしますが、松江城調査研究室または松江市まちづくり文化財課までひと声お声がけいただけると喜びます。ご利用にあたっての必要な手続きなどをご案内させていただきます。

「史跡」としての松江城と「公園」としての松江城。そのせめぎあいについては、次の機会にお話しすることにいたしましょう。後世にまで守り伝えていく文化財としての「松江城」。市民のみなさんが楽しんでご利用いただける公園としての「松江城」。どちらも大切なことに変わりはありません。息苦しい今日このごろですが、そんな日々でもお城を楽しんでいただけたら管理者としてこんなにうれしいことはありません。

さて、そろそろ業務も終了です。のんびりお城によりみちしましょうか。

(松江城調査研究室/佐藤綾子/令和3年8月30日記)